

福島市森林ビジョン策定等業務事業者選定プロポーザル実施要項

1 プロポーザルの名称

福島市森林ビジョン策定等業務事業者選定プロポーザル

2 プロポーザルの概要

(1) 業務目的

現在、本市面積の約66%を占める森林は、災害予防、水源涵養、景観保全、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止、生物多様性の保全及び木材資源の生産といった多面的な機能を発揮しており、森林資源の利活用と持続可能な森林管理が求められている。このことから、本市の森林が未来にあるべき姿や将来の方向性を示す中長期的な計画として福島市森林ビジョンを策定するものである。

(2) 業務内容

別紙「福島市森林ビジョン策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から、令和8年3月31日（火）まで

(4) 提案上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

3 公募スケジュール

内 容	期間 又は 期日
(1) 公募開始	令和7年4月15日(火)
(2) 参加表明	// 4月15日(火)から
①質問の受付期間	// 4月22日(火)16時まで（必着）
②質問への回答	// 4月25日(金)
(3) 参加表明書の提出期限	// 4月30日(水)16時まで（必着）
(4) 技術提案書	// 5月 7日(水)から
①質問の受付期間	// 5月14日(水)16時まで（必着）
②質問への回答	// 5月16日(金)
(5) 技術提案書等の提出期間	// 5月20日(火)から // 5月21日(水)16時まで（必着）
(6) 審査委員会	// 5月26日(月)予定
(7) 審査結果の通知	// 5月27日(火)予定

4 参加資格要件

参加資格要件は、次に掲げる全ての条件に該当し本市の参加資格審査においてその資格を認められた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度福島市業務委託有資格者名簿の「調査・計画策定業務」に記載されている者であること。
- (3) 参加表明書の提出時において福島市競争入札参加停止等取扱要綱（平成11年4月1日制定）に基づく競争入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 過去5年以内（令和2年4月1日～令和7年3月31日）に、国、地方公共団体、公共法人が委託した森林・林業に係る計画等策定業務の受託者として実績があること。
- (5) 業務の執行体制として主任技術者に、本業務に精通する技術士（総合技術監理部門（森林）又は森林部門（林業））の資格を有する者を配置できること。
- (6) 企業としてのセキュリティ管理として、以下①②のいずれか及び③の承認・認定を受けていること。
 - ① JIS Q 27001：情報セキュリティマネジメントシステム
 - ② JIS Q 15001：個人情報保護マネジメントシステム
 - ③ プライバシーマーク制度による認定：プライバシーマーク
- (7) 商法（明治32年法律第48号）の規定による整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立て、旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員の配偶者であると認められるとき。
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金などを供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) その他、市との協議に柔軟、真摯に対応できること。

5 実施要項等の交付

実施要項等の電子データについては、福島市役所のホームページからダウンロードし入手すること。なお、福島市役所の窓口又は郵送等での配布は行わない。

6 参加表明に伴う質問の受付

(1) 受付期間

令和7年4月15日(火)から令和7年4月22日(火)16時(必着)

(2) 提出方法

参加表明に関する質問書(様式1)により、事務局宛に電子メール、FAX、郵送又は持参により提出すること。また、電子メール、FAX、郵送とも発信した旨を電話で事務局に連絡すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

※持参による提出の受付時間

月曜日から金曜日(祝日を除く)の9時から16時までとする。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位などを害するおそれのあるものを除き、福島市ホームページに令和7年4月25日(金)までに掲載する。(個別の回答は行わない。)

7 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和7年4月30日(水)16時(必着)

(2) 提出場所

農政部農林整備課地籍森林係または林務係

(3) 提出方法

電子メール、郵送又は持参

※持参による提出の受付時間

月曜日から金曜日(祝日を除く)の9時から16時までとする。

(4) 提出書類・部数

- | | |
|----------------------|--------------|
| ① 参加表明書 | (様式2-1)・・・1部 |
| ② 会社概要 | (様式2-2)・・・1部 |
| ③ 業務実績 | (様式2-3)・・・1部 |
| ④ ③を証する書類 | (任意様式)・・・各1部 |
| ⑤ 上記4(5)を証する書類(任意様式) | ・・・各1部 |
| ⑥ 上記4(6)を証する書類(任意様式) | ・・・各1部 |

※提出した書類で実績判断できない場合は、追加資料の補完を求める場合がある。

(5) その他

- ① 参加表明書（様式2-1）の提出をもって、本実施要項の記載内容を承諾したものとみなす。
- ② 参加表明書を「4 参加資格要件」により審査し、その結果を令和7年5月2日（金）に通知する。
- ③ 参加資格を認定したすべての参加表明者に対して、公募型プロポーザル方式等参加資格確認通知書（様式3）及び技術提案書等提出要請書（様式4）により技術提案書の提出を要請する。
- ④ 様式2-2及び2-3に記載された内容については、技術提案書を特定する場合の評価項目に加えることとする。

8 技術提案書作成に伴う質問の受付

(1) 受付期間

令和7年5月7日（水）から令和7年5月14日（水）16時（必着）

(2) 提出場所

農政部農林整備課地籍森林係または林務係

(3) 提出方法

技術提案に関する質問書（様式5により、事務局宛に電子メール、FAX、郵送又は持参により提出すること。また、電子メール、FAX、郵送とも発信した旨を電話で事務局に連絡すること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

※持参による提出の受付時間

月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時から16時までとする。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位などを害するおそれのあるものを除き、福島市ホームページに令和7年5月16日（金）までに掲載する。（個別の回答は行わない。）

9 技術提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年5月20日（火）から令和7年5月21日（水）16時

(2) 提出場所

農政部農林整備課地籍森林係または林務係

(3) 提出方法

提出期間内に、農政部農林整備課地籍森林係または林務係に持参すること。郵送等による提出は認めない。また、提出後の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 提出書類・部数

- | | |
|-----------------------|-----|
| ① 技術提案書（様式6-1） | 1部 |
| ② 技術提案説明書（様式6-2） | 10部 |
| ③ 技術者主要業務実績表（様式6-3） | 10部 |
| ④ 実施体制図（様式6-4） | 10部 |
| ⑤ 独自視点・創意工夫（様式6-5） | 10部 |
| ⑥ 技術者の保有資格の合格証・登録証の写し | 1部 |
| ⑦ ③に記載した業務の契約書の写し | 1部 |

10 技術提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、技術提案書は無効になる場合がある。

- ① 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合
- ② 技術提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- ③ 提出書類（参加表明書及び技術提案書等）に虚偽の記載があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 下記11に規定する審査委員会当日に出席しなかった場合

ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除く。

- ⑥ その他本実施要項又は本市があらかじめ指示した事項に対する重大な違反が認められる場合

(2) 辞退

提出書類（参加表明書及び技術提案書等）を提出した後に辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 費用負担

参加表明書及び技術提案書等の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) その他

- ① 提案の実現可能性等を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
- ② 提出された参加表明書及び技術提案書等は返却しない。
- ③ 提出された技術提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができる。
- ④ 提出された技術提案書等は、提案者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。
ただし、提出書類（参加表明書及び技術提案書等）に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、技術提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。

11 技術提案書の審査方法

(1) 審査委員会

審査は福島市森林ビジョン策定等業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行い、別紙審査基準に基づく評価事項等により最優秀者及び次点者を選定する。なお、審査委員会は非公開とするほか、事業者名は伏せて審査を行うものとする。審査委員会の日程など詳細は別途参加者宛て通知するものとする。

(2) 審査方法

参加表明者に対して審査委員会によるヒアリングを非公開で実施し、提案内容について別紙審査基準に基づいて各審査委員が採点を行い、その合計点数により最優秀者及び次点者を選定する。なお、評価が一定水準に達しない場合は最優秀者の選定は行わないものとする。

- ① ヒアリングの順番は技術提案書の受付順とする。
- ② 出席者は3名以内とし、本業務の配置予定主任技術者は原則出席するものとする。
- ③ ヒアリングは1者30分以内とし、提案者による説明を20分以内と説明後の審査委員による10分以内の質疑応答によるものとする。なお、説明の手法（書面、プレゼンテーション等）については任意とする。
- ④ プロジェクター、スクリーン、電源は市が用意し、その他必要なものがある場合には事業者が用意するものとする。
- ⑤ 提案書に記載した内容以外の追加は認めない。
- ⑥ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、失格とする。ただし、審査委員会がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、プロポーザル手続きに支障のない範囲でヒアリングを実施できるときは、再度審査委員会が指示した日時においてヒアリングを行うものとする。

(3) 事業者選定審査委員会委員

福島市農政部長

福島市農政部次長

福島市農政部農林整備課長

福島市農政部農業企画課長

福島市環境部環境政策課長

(4) 委託候補者の選定

- ① 参加者の中から審査委員会の審査により、評価点の合計点が最も高い提案者（以下「最優秀者」という）を委託候補者として選定する。
- ② 最優秀者が辞退その他の理由で契約交渉ができない場合は、次点の者を委託候補者とする。
- ③ 審査の結果、最優秀者が2者以上ある場合は、審査委員会で協議し、委託候補者及び次点の委託候補者を選定する。
- ④ ①、②、③のいずれかの場合においても、評価点が6割に満たない者は、原則として委託候補者として特定しない。

(5) 審査結果の通知及び公表

- ① 全ての参加者に対して、審査会の結果を通知する。
- ② 委託候補者を選定した場合は、結果（委託候補者の商号及び評価点、その他参加者の評価点）について、福島市ホームページにより公表を行うものとする。
- ③ 選定されなかった者は、下記により選定されなかった理由について説明を求めることができる。

ア 提出期間

審査会の結果通知時に通知する。

イ 提出場所

農政部農林整備課地籍森林係または林務係

ウ 提出方法

書面（書式自由。ただしA4判とする。）を作成し、持参すること。

電話又は口頭によるものは受け付けない。

エ 回答方法

回答は、提出期限日の翌日から起算して14日以内（休日を含まない。）に請求者へ郵送により回答する。

12 契約の締結等

(1) 仕様書の協議

選定した最優秀者と福島市が協議し、最優秀者から提案された内容を反映させて仕様書を確定し、契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

契約金額は（1）により確定した仕様書に基づき、見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は予算額を超えないものとする。

(3) その他

最優秀者と福島市との間で行う協議が整わない場合、最優秀者から徴収した見積書が上限額（上記2（4））を超えている場合又は最優秀者が契約を辞退した場合は、次点者を委託候補者とする。

13 その他の事項

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(4) プロポーザル関係者と不正な接触等を行ったものは失格とする。

(5) 技術提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。

(6) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。

(7) 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの福島市の了解を得なければならない。

14 事務局

福島市農政部農林整備課（担当：佐々木、梅津）

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

電話：024-525-3729

FAX：024-533-2725

E-mail：nourin@mail.city.fukushima.fukushima.jp

別 紙

【審査基準】

No.	審査項目	評価基準	評点		
1	事務所の能力等 (書類審査)	森林・林業に係る計画等の策定業務実績があるか。	4件以上	10	10
			2～3件	6	
			1件	3	
2	配置予定主任技術者の能力 (書類審査)	森林・林業に係る計画等の策定業務実績があるか。	2件以上	10	10
			1件	6	
			なし	0	
3	実施体制	業務に対して、必要な人員が確保され、命令系統や役割分担が明確であるか。また、本市の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制であるか。	5段階 (10、8、6、4、2)	10	10
4	技術提案の内容	テーマ1 (森林・林業の現状分析) ・現状分析において重要視する視点が明確で、その手法は効果的か。 ・提案者の持つノウハウが活かされた提案となっているか。	5段階 (20、16、12、8、4)	20	80
		テーマ2 (森林・林業の役割と将来像) ・森林・林業の役割に対する提案者の考えが伝わる提案となっているか。 ・将来像の設定に対する考え方が明確で、その手法は効果的であるか。	5段階 (20、16、12、8、4)	20	
		テーマ3 (森林・林業と市民の関わり) ・森林・林業と市民の関わりに対する提案者の考えが伝わる提案となっているか。 ・提案者の持つノウハウが活かされた提案となっているか。	5段階 (20、16、12、8、4)	20	

		<p>テーマ4（福島市における課題解決の知見を取りまとめること）</p> <p>①福島第一原子力発電所事故の影響</p> <p>②森林管理の低下</p> <p>③森林経営管理制度における取組の課題</p> <p>④市産木材利用の課題</p> <p>⑤メガソーラー等の影響</p> <p>⑥地球温暖化対策（森林による二酸化炭素吸収）</p> <p>の課題解決の方向性が盛り込まれた提案となっているか。</p>	5段階 (20、16、12、8、4)	20	
5	独自視点・創意工夫	本業務を円滑に実施するための工夫が盛り込まれた提案となっているか。	5段階 (10、8、6、4、2)	10	10

一参加者の最高得点は、上記表3～5の合計得点（100点）×審査委員数（5名）+1事務所の能力（10点）+2配置予定技術者の能力（10点）=520点